

平成25年6月18日

〒464-0074

名古屋市千種区仲田2-15-8 NTビル11階  
株式会社シッククリエーション 御中

特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネットワー  
理事長 杉浦市  
(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル8  
事務局長 外山孝  
TEL : 052-265-9258 FAX : 052-265-9258

## 申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人(NPO法人)です。

さて、今般、消費者からの情報提供に基づき、貴社の運営するユメノベースボールクラブ(以下、単に「クラブ」といいます)において使用している「ユメノベースクラブ約定書」につき、消費者保護の観点から検討をさせていただいた結果、消費者契約法等に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成25年7月18日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

## 申入れ事項

### 第1 約定書第5項③、第8項 損害賠償額の制限条項

第5項③ 傷害事故等における補償および責任は、加入する保険会社の担保する保険金の範囲内に限る。

第8項 会員は、自己責任の原則で、下記の者が当ベースボールクラブの活動に参加するものとし、活動中の負傷事故では、傷害保険の補償を超える部分については保護者が責任を負うものとする

#### 1 申入れの趣旨

約定書第5項③及び第8項を削除してください。

#### 2 申入れの理由

##### (1) 消費者契約法8条1項2号及び4号による無効

ア 消費者契約法8条1項2号及び4号は、事業者の故意または重大な過失により生じた債務不履行や不法行為に基づく損害賠償責任の一部を免除する条項を無効としています。

イ この点、約定書第5項③及び第8項は、ベースボールクラブの活動における傷害事故が発生した場合の貴社の責任を貴社が加入する傷害保険の範囲に限定するものとしているところ、貴社の故意や重過失によって発生した場合を除外する文言は認められませんので、貴社に故意や重過失がある場合にも一律に適用されるものと理解されます。

ウ したがって、本条項は、上記消費者契約法8条1項2号、4号に違反することは明らかです。

##### (2) 消費者契約法10条による無効

ア 消費者契約法10条は、民法等の規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項を無効としています。

イ この点、本条項は、貴社に債務不履行や不法行為に基づく損害賠償責任が生ずる場合にも、その賠償額の範囲を、貴社の加入する傷害保険の範囲に限定するものですので、民法等の規定の適用による場合に比して、消費者の権利を制限する条項に当たります。

そして、貴社が加入する傷害保険の内容（保険適用の範囲、保険金額等）が賠償額として不十分な場合は、貴社に故意・重過失までは認められない場

合であっても、傷害の程度によっては、本条項によって消費者が受けうる損害賠償額が低廉にすぎ、信義則に反する結果が生じます。

加えて、貴社がどのような傷害保険に加入するかについて、約定書には何らの定めもなく、貴社が自由にその保険内容を決定しうる状態にあることに照らすと、本条項は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条により無効というべきです。

### (3) 結論

以上のとおり、本条項は、消費者契約法8条1項2号・4号及び10条により無効ですので、削除することを求めます。

## 第2 約定書第6項③ 退会申出の効力発生日

第6項③ 会員は、担当指導者又は当ベースボールクラブ事務局に退会の申し出をした月の翌月末日をもって、退会することができることとする。  
(申し出をされた月の翌月いっぱいまでの所属となる。)

### 1 申入れの趣旨

約定書第6項③を、退会の申出のあった月の末日をもって退会となるよう改定してください。

### 2 申入れの理由

#### (1) 消費者契約法9条1号による無効

ア 消費者契約法9条1号は、消費者契約の解除に伴う違約金等につき、解除の事由、時期等の区分に応じ、事業者が生ずる平均的な損害を超える金額を定めている場合は、当該超える部分について無効としています。

イ この点、約定書第6項③は、退会の申出があった場合の退会の効力発生時期につき、申出があった月の翌月末日と定めています。

本条項によれば、会員は、退会の申出をした以降、ベースボールクラブの練習等に参加しなくても、退会の効力が発生する翌月末日までの運営費を支払わなければならないこととなりますので、本条項は、実質的には、消費者契約法9条1号規定の契約解除に伴う損害賠償の予約を定めたものといえます。

ウ しかしながら、貴社の運営するベースボールクラブは、多数のメンバーを集めて野球の練習等を行うものですので、1名の会員が退会の申出をしたか

らといって、通常、貴社には何らの損害も発生しないものと考えられます。

それにもかかわらず、本条項は、退会申出以降、練習等に参加するか否かにかかわらず、少なくとも1か月分以上の運営費相当額を支払わせるものですので、貴社に生ずる平均的な損害を超える違約金等を定める条項として消費者契約法9条1号により無効です。

## (2) 消費者契約法10条による無効

ア 貴ベースボールクラブにかかる貴社と会員との間の契約関係（以下、「会員契約」といいます。）は、貴社がベースボールクラブを運営して野球の技術を教授することに対する対価として会員が運営費を支払うというものですので、民法上の準委任契約類似の契約関係にあると考えられます。

したがって、民法の規定による場合は、会員は、会員契約をいつでも任意に将来に向けて解除することができ、また、貴社が受任者の報酬請求権たる運営費を請求できるのは、既履行の割合分に限られるとともに（民法648条3項）、解除に伴う損害賠償の請求も、不利な時期においてやむを得ない事由がないにもかかわらず会員が解除した場合に限られることとなります（民法651条）。

イ この点、本条項は、会員の退会申出の効力発生時期を翌月末日に遅らせる点で、消費者の契約解除権を制限していますが、効力発生時期を遅らせる合理的な理由は見いだせません。

また、本条項は、退会の理由や、退会申出後の参加の有無を問わず、一律に翌月分の運営費の支払義務を負わせる点で、不合理に消費者の義務を加重しています。

ウ したがって、本条項は、民法と比して、消費者の権利を制限するとともに義務を加重する条項として、消費者契約法10条によっても無効といえます。

## (3) 結論

したがって、本条項については、退会申出のあった月の末日をもって退会となるよう改定することを求めます。

### 第3 約定書第7項③ 登録費・保険料の不返還条項

第7項③ 一旦納められた登録費及び保険料は返金しない。

## 1 申入れの趣旨

約定書第7項③を、納入済みの登録費及び保険料につき、解除の事由、時期等の区分に応じ、解除に伴い生ずる平均的な損害額を超える金額を返金するよう改定してください。

## 2 申入れの理由

- (1) 消費者契約法9条1号は、消費者契約の解除に伴う違約金等につき、解除の事由、時期等の区分に応じ、事業者が生ずる平均的な損害を超える金額を定めている場合は、当該超える部分について無効としています。
- (2) 約定書第7項「付則」③は、消費者がベースボールクラブの入会契約を解除した場合や入会後に退会する場合を想定して、納入済みの登録費及び保険料を返金しないとするものですので、消費者契約法9条1号の解除に伴う違約金等の定めに当たります。
- (3) この点、例えば、解除や退会申出が入会後まもない時期になされた場合は、貴社に発生する損害は想定できません。  
それにもかかわらず、本条項は、事由や時期等を限定する文言が定められておらず、解除等の事由や時期にかかわらず一律に返金しない扱いであると考えられますので、貴社に生ずる平均的な損害を超える違約金等を定める条項として消費者契約法9条1号により無効です。
- (4) したがって、本条項を消費者契約法9条1号に適合するように改定することを求めます。

以 上